

# 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部改正について

自動車局旅客課  
自動車局貨物課  
総合政策局地域交通課

## 1. 背景

第201回国会において、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）が、令和2年5月27日に成立、6月3日に公布されたところ。

今般、同法による地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成19年内閣府令・国土交通省令第2号）について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の内容

都道府県公安委員会への書面の送付、意見提出、意見を聴く必要がない場合及び処分  
の通知に係る手続に、今回の法改正により新設された地域旅客運送サービス継続実施計  
画、貨客運送効率化実施計画に関する規定を追加するとともに、地域公共交通再編実施  
計画に関する規定を、今回の法改正による計画名称の改称を踏まえ、地域公共交通利便  
増進実施計画に関する規定に改めることとする。

## 3. スケジュール

公 布 : 令和2年11月27日

施 行 : 令和2年11月27日